

改訂・正誤表 2022 実務シリーズ①旅行業法及びこれに基づく命令

標記テキストにおいて、本年 4 月 1 日施行の民法の一部改正に関する解説の改訂漏れがございました。お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正の上ご使用いただきますようお願い申し上げます。

2022 年 4 月 20 日
(株) JTB 総合研究所

該当箇所	改訂前	改訂後
P35 ポイント解説 1. (5) ※2の解説 本年 4 月 1 日施行の民 法の一部改 正による成 年年齢に関 わる解説の 改訂	法定代理人(親権者又は後見人)から営業の許可を受けていない未成年者(<u>結婚経験のある者を除く</u>)のこと。 未成年者(20 才未満の者(民法第 4 条))が法律行為をするには、 (中略) <u>なお、結婚の経験がある者は成年者と同一の行為能力があるとみなされる。(民法第 753 条)</u>	法定代理人(親権者又は後見人)から営業の許可を受けていない未成年者のこと。 未成年者(18 歳未満の者(民法第 4 条))が法律行為をするには、 (中略) (なお、以降全文削除)